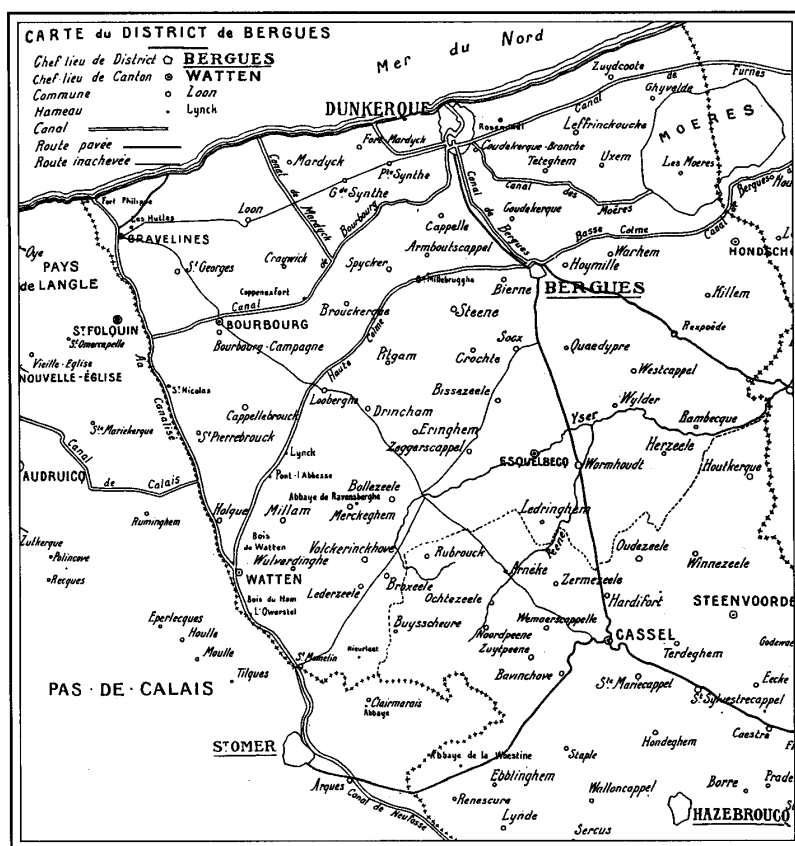


フランス革命初期ワッテン Watten 市における 食糧騒擾について

佐藤真紀

はじめに

フランス革命初期において、国内における穀物の自由な流通が、憲法制定国民議会によって命じられて以来、それが都市や農村に住む民衆の激しい反発を引き起こしたことは、さまざまな研究で指摘されている。以前拙稿(1)においても、北海沿岸の港町ダンケルク Dunkerque 市で起きた大規模な食糧暴動について述べたことがあるが、その時に問題となった穀物はその後背地、つまりダンケルク市より内陸に入った地域から、河川と運河を通じて運ばれてきたものであった。そして実はその後背地域においても、ダンケルク市と同じ時期に、食糧騒擾が多発している。本稿では後背地のなかでもワッテンという町に焦点をあてて、騒擾についての詳細を検討してみたい。また騒擾前後の社会的変化についても、ささやかながら考察を試みることとする。季節的にみるとフランドル地方の収穫期は、だいたい8月とその前後の月なので(2)、それが区切りとなっている。そして食糧騒擾が集中するのはやはり、寒い季節である。まず、1790年末から1791年にかけての冬からみてみることにする。



ノール県ベルグ・ディストリクト地図 出典：Lefebvre, G. (publiés et annotés par), *Documents relatifs à l'histoire des subsistances dans le district de Bergues pendant la Révolution (1788 - an V)*, 2 tomes, Lille, 1914, 1921, t.1.

1 1790年11月—1791年1月

A. 商人に対する略奪

1790年11月23日付けのワッテン市当局による調書では、以下のようなことが書かれている。夕方6時、平底船 *bélandre* の船頭グザヴィエ・ベルナール・フランドラン Xavier Bernard Flandrain は、赤麦と白麦(3)を積んでサントメール St. Omer 市を出発し、ダンケルク市の下区に向かってアー Aa 川を下っていた。その荷物はサントメール市の商人 marchand であるシャルル・ドゥクラトル Charles De Clattre から、ダンケルク市の仲買商ブリミュ Brimut にあてられたもので、運搬契約書 *lettre de voiture* および発送証書 *acquis de l'envoi* が添えられていた。しかし船は、途中の通称オヴェルステル Overstel という所で、たくさんの見知らぬ者たちによって止められてしまった。ドゥクラトルはすでに始まりかけていた荷の略奪をやめさせるために、ワッテン市当局に兵士の派遣を要求した。これに応じて当局は、国民衛兵を派遣した(4)。ここまでのところでつけ加えておくと、オヴェルステルという地名はこの後に使用する史料においても何度もみられるが、ワッテン市街区からサントメール市方面に向かって約半里のところ(5)、減水してかなり水深が浅くなっていたらしく(6)、船で行く者はそこで一度上陸しなければならぬほどであったともいわれている(7)。このことから略奪を行う側としては都合のよい場所であったようである。

しかしその国民衛兵派遣で略奪は防止できなかったようである。翌日の1790年11月24日付けのワッテン市の調書によれば、ドゥクラトル氏がワッテン市庁舎にやってきて、やはり荷を奪われてしまったことを告げた。さらにドゥクラトルはワッテン市当局に対して、略奪の首謀者を調べるための家宅搜索を要求した。しかし当局は、事件が自分たちの管轄区域外で起こったものであると主張して、これを拒否した(8)。しかし本当の理由は、下にみるようなワッテン市代理官が述べている事情であろう。代理官はディストリクト執行部へあてた11月24日付けの手紙で、次のようにいっている。

「ドゥクラトル氏は、麦を奪った各人の家を検索すべきだといいます。しかしそんな臨検を、平常に行うことができるほどの兵力が当局にはありません。当局は、略奪者たちから非難され、追及されることを恐れています、それは根拠のないことではありません」(9)。

このようにワッテン市当局の麦の略奪事件に対する態度は、かなり消極的である。当局は何を恐れていたのであろうか。ここまでの史料では略奪者たちは、たくさんの見知らぬ者たちと呼ばれているだけで、何者であるのかは明らかではない。だが次の1月の騒擾に関する記述では、略奪者たちについての詳しい言及が行われている。

1791年1月1日付けのワッテン市当局による調書において、以下のようなことが書かれている。先の事件と同じくドゥクラトルの麦が、平底船に積載されてダンケルク市に向かっていった。船は1日の朝10時頃にワッテン市まで来たところで、国民衛兵に止められた。同行していたドゥクラトルは、証書 *acquis à caution* および道中に必要な書類すべてを携えていたが、国民衛兵は手続きに不備があるというのだ。そこでワッテン市当局が、両者の間に入って吟味をした結果、書類に問題はないということになった。衛兵たちは、いったん当局

の意見に同意はしたものの、ドックラトルが再び出発しようとしたところ、大多数の兵たちがこの商人に罵声を浴びせ、銃床をたたきはじめた。この騒ぎを市当局も、国民衛兵の隊長たちも鎮めることができなかった。ドックラトルは自らの命の保全のために、そこにとどまって夜を過ごさざるをえなかった。このような説明のあとに、調書には次のようなことが書かれている。

「当市の当局はすでに、何度もこのような騒擾にみまわれ、日々危険にさらされています。これは私たちが、法規のとおりには、設立も組織もされていない、国民衛兵と自称する一団以外の兵力を何もっていないからなのです。彼らは当局に従うことを拒否していますし、非常にしばしば、彼ら自身が略奪者となります。彼らは、これまで犯されてきたあるいは犯されているすべての悪事の首謀者なのです。このような次第で、私たちワッテン市当局は、ベルグ・ディストリクトの執行部とその検事の方々に対して、皆様の英知により想起されるすべての方法で、当地の安全を確保する方法を提案していただけますよう強くお願い致します」(10)。

またこの調書の送り状において、自称国民衛兵のなかでも特にユベール・デュヴェルデ Hubert Devulder という若者がとても悪質なので、何か対策を講じなければ不幸な出来事が起こるのではないかと市当局が強く懸念していることが述べられている(11)。

国民衛兵が略奪の首謀者であるなどということ、市当局が認めることは、それ自体が大変な不面目なのであろうが、当局はもはや何も取り繕う余裕がないようである。他方でこの調書では、ドックラトルに対する国民衛兵たちの激しい憎悪がうかがわれるが、それはこの商人が先の事件において調査や臨検を要求したことと関わりがあるとも考えられるであろう。これほど激しい攻撃はみられないが、穀物の押収という点ではこの他にも多くの事件が報告されている。それらの事件は富裕農民に対する略奪である。

B. 富裕農民に対する略奪

ノルペヌ Noordpeene 村村長および村庁吏員たちからベルグ・ディストリクト執行部にあてられた書簡には次のようなことが書かれている。1791年1月10日に、ノルペヌ村の住民であり当地の定額借地農民 *fermier* でもあるピエール・ルイ・マリウス Pierre-Louis Marius は、自ら所有の穀物、それとワッテン市の定額借地農民でノルペヌ村住民であるフランソワ・ドゥヴォ François Devos 所有の穀物をブルブル Bourbourg 市の市場まで売りに行こうとしていたが、ワッテン市の国民衛兵たちに止められて押収されてしまった。ここまでのところで、先のドックラトルの事件と比較して違っている点は、穀物の本来の行き先であろう。この後に述べる他の富裕農民に対する略奪事件でも、行き先はみなブルブル市である。サントメール市の商人がダンケルク市の仲買商と取引をしていた一方で、農村部の富裕農民たちは自家製の穀物をブルブル市の市場に出荷していたことがわかるのである(12)。

さらに同じ1月10日に、もう一件別の略奪事件があったようである。このもうひとつの事件については、これまでみてきたいくつかの史料の作者たちとは反対の立場、つまり穀物略奪の張本人とされる問題の国民衛兵たち自身によって「公正を期すために」、作成された調

書がある。その調書によれば以下のようなものである。ノルペヌ村の定額借地農民であるフランソワ・デヴォ François Dévos とその使用人フランソワ・ジロ François Gillot が、小船 Bacoque に白麦15袋をのせてブルブル市に向かっていた。船は朝9時半にワッテン市を通過していたが、「搬出許可証 *acquit à caution* がないので」停止させられた。またこれに続く、ワッテン市国民衛兵の討議決定書には以下のようなことが書かれている。

「いつもの部屋、つまりピエール・バタイユ Pierre Bataille の家に集合：……1791年1月10日、集合した国民衛兵は次のことを宣言した。衛兵は国民議会の法令が正しく施行されることを要求する。穀物の輸送が停止された時、船頭は二枚の単なる証明書 *deux simple [s] certificat [certificats]* しかもっておらず、搬出許可証 *acquit à caution* を所持していなかった。従ってこの席上において前述の国民衛兵隊に所属する数人の者は、先の穀物がある場で売却されることを要求した。この穀物を押収することが、絶対多数、全会一致で決定された。また同じく、この討議決定書がこの穀物に関する他のすべての書類とともに、裁判所判事諸氏に送られることも決定された。それは、この押収に反対するしかるべき理由はないことを強調するためである」(13)。

「略奪者」たちからみた穀物押収の事実は以上のようなものである。衛兵たちは何か特別な許可証がなければ、穀物を通過させるべきではないと考えていたようだ。そしてこの「搬出許可証」といわれているものは、何なのであろうか。おそらくその前に述べられている「国民議会の法令」と関係しているのであるが、そのことは次のまた別の事件に関する検討をすすめてゆく過程で判明する。

まず、ヴォルクランコヴ Volckerinckove 村の村長および村庁吏員がベルグ・ディストリクト行政庁にあてた1月12日付けの書簡の内容をみてみよう。ヴォルクランコヴ村在住の定額借地農であるピエール・ヴィッツ Pierre Vitse, ジャン・オーギュ Jean Ooghe, ジャン・ラングテ Jean Langhetée が16ラジエールの麦を荷車に積んでワッテン市までやって来た。その麦はワッテン市からブルブル市の市場行きの船に積載されることになっていた。しかし1月11日、ワッテン市の国民衛兵がこの荷に対する許可証の提示を要求した。そこで上述の3人は、所持していた彼らの証明書を提示した。それらの証明書には、麦が、売却の目的でブルブル市に送られることが記載されており、ヴォルクランコヴ村村長による署名もなされていた。しかし国民衛兵たちは、それらの証明書だけでは不十分で、搬出許可を受けなければいけないのであるなどという抗弁をして、麦を押収した。このような経緯が説明されたあとでこの書簡では、いかなる法令も穀物が公の市場で売却されることを禁じていないことと、ワッテン市は国境から4里も離れていることが述べられており、その上で、押収はとんでもない大間違いであると主張が行われている。そしてこのようなことが許されるのであれば、富裕農民 *fermier* たちは市場で自分の食糧を販売しなくなるであろうという懸念が表明されている。(14)

そして、「搬出許可証」と「国民議会の法令」との関係を知る手掛かりとなるのは次の文書である。すなわち、ヴォルクランコヴ村当局によって1月11日午前11時に作成された調書において、ワッテン市の国民衛兵たちが1789年9月18日の法令第2条の実施を要求している

ようであることが示唆されているのである。そのうえで、先にみた書簡と同じくやはり、ワッテン市が国境から3里以上離れていることが述べられ、穀物押収がいかに不当であるかということが強調されている(15)。

そこで法令の内容をみてみることにしよう。1789年9月18日の法令第2条においては、陸の国境から3里までの地域における穀物および穀粉の輸送は、1789年8月29日の法令第2条に規定された海路による輸送と同じ手続きをすることが義務づけられている(16)。そして1789年8月29日の法令第2条は、次のようなものである。

「穀物および穀粉を、海路で輸送させようとする者は、荷の積載および出発が行われる場所の市町村当局に正確な届け出をして、その後、目的地へ到着したことおよび荷降ろしが行われたことについての、その場所の当局の証明書 *certificat* を受けること」(17)。

これは密輸出を防止するための措置を規定したものである。ワッテン市の国民衛兵たちが要求していた搬出許可証 *acquis-à-caution* は、法令の文言には見当たらない。しかし、衛兵たちが穀物の密輸出に対して強い警戒心を抱くあまりに、このような規定から、穀物の搬出を行うためには何か特別な措置が必要なのだという思い込みが生まれたことを推測することが可能であろう。

他方で、被害の発生地であるワッテン市当局によって1月11日午後4時に作成された調書を見ると、またひとつ、先の検討では不明であったことを知る手掛かりを得ることができる。すなわちこの調書では、事件の叙述のなかで、穀物押収の際に富裕農民たちが、提示した証明書を返してくれるように要求したところ、国民衛兵たちはこの申し出を拒否したと書かれているのであるが拒絶の理由は、それらの書類をダンケルクの裁判所に提出する必要があるからというものだった(18)。ダンケルクの裁判所という言葉から、先のフランソワ・デヴォに対する穀物押収に関する調書における「裁判所判事諸氏」というのは、ダンケルク市におかれていたベルグ・ディストリクト裁判所の判事たちであることが推測できるのである。

さらにこのヴォルクランコヴ村在住の富裕農民たちの事件に関しては、これまでにみた二つの行政による調書とは反対の立場からの、すなわちまたワッテン市の国民衛兵によって1月10日午後2時ごろに作成された調書も存在する。その調書の様式は、先のフランソワ・デヴォに関するものとほぼ同じである。穀物押収の理由としては、富裕農民たちが搬出許可証をもっておらず、所持されていた証明書には一人の人物の署名しかされていなかったことがあげられている。また、調書に続く国民衛兵によって作成された討議決定書においては再び、麦のその場での売却が決定され、その討議決定書が他の書類とともに裁判所判事諸氏に送られる旨が書かれている(19)。

以上のような個別の事件に関する文書のほかに、ワッテン市の国民衛兵については、憲法制定国民議会の農業委員会審議録に残された記録がある。時期を少し溯るのであるが、すでに1790年7月30日に、ワッテン市国民衛兵からよせられた討議決定書付きの書簡が、農業委員会において朗読された。その手紙は、大量の穀物を積載した船が次々とダンケルク市やグラヴリーヌ Gravelines 市に向かっているということを知らせる内容のものであったという(20)。

このような断片的な情報を総合して考えると、次のようなことが明らかとなる。すなわち、略奪の張本人であるといわれたワッテン市の国民衛兵たちは、穀物がワッテン市を通過する際には、何か特別な、つまり海域を含む国境地帯で行われているような手続きが必要であると考えていたようである。そして自分たちが作成した調書や書簡および討議決定書をディストリクト裁判所や憲法制定国民議会の農業委員会に送付することによって、自らの正当性を主張していたらしいのである。

C. ベルグ・ディストリクトの対応

これまでにみたような穀物騒擾の動きに対して、ワッテン市当局は先にみたように無力な状態であったが、これにかわって何とか対策を講じようとしたのは、ディストリクト行政庁であった。ベルグ・ディストリクト執行部は1791年1月12日付けの討議決定書を作成した。そのなかでは、当執行部において国民衛兵への苦情についての書類が検討されたことが述べられたうえで、国民衛兵には穀物の差し押さえをする権限はないという見解が示され、その結果として押収の解除と穀物の所有者たちへの返還が命じられている。さらに、その後もワッテン市当局が、穀物輸送の保護を行う責務を負うことが定められている(21)。

この討議決定書はノール県庁に送られた。その送り状のなかで、ベルグ・ディストリクト執行部は次のようなことを述べている。

「……私たちには、それら [ワッテン市の国民衛兵による暴力行為に対する苦情] が出されて以来、これを取り除く義務が課されてきました。私たちは、穏やかさ、それと私たちが自らの活動の指針としてきたところの公民精神とをもって、この衛兵たちに対し、市当局の命令および監督に服従することを命じた法令に従うように勧告してきました。そしてこの私たちと同様にあなたがたも、いくつかの文書において不謹慎な言葉で攻撃されてきましたし、また私たちと同じように槍玉にあげられてきました。このことは当地の市当局も同じです。絶えず傷つけられ、脅され、多くの事件のまさにその張本人である衛兵隊の数人のメンバーからの反発にいつもさらされてきた市当局は、この危険な衛兵隊に対して優位に立つことを放棄し、その衛兵たちの軍務や態度についていかなる方法でも介入しないという方策をとりました。これは私たちのディストリクトのこの地域において、平穏を維持するための唯一の手段だったのです。そのようにしてしかし、本来自分たちが従うことを強えられるはずの行政機関を、これまでいつもみくびってきた衛兵たちが起こした、過ちについての詳細は省こうと思います。ただし以下のようなことをあえて申し上げておきます。その衛兵隊は全体をみても編成がとても悪くて、特に隊長たちをみれば、彼らの目的が我々立法者の意向に従うことではないことが充分にわかります」(22)。

さらに1月13日にもベルグ・ディストリクト執行部はノール県執行部へ手紙を送っている。そのなかで、前日の12日に送付した討議決定書の主旨説明が追って行われている。すなわち、ディストリクトには条例 *arrêté* を公布する権限がないことは承知してはいるが、今は緊急の事態であり地元の行政団体の裁量が不可欠な状況であるがゆえに、自分たちが作成した討議決定書どおりの条例を県庁が下してほしいという懇願がなされている。さらにそのことを

なおさら強く懇願する理由として、ワッテン市の国民衛兵が、非能動市民である素行の悪い者たちで編成されていることが重ねて述べられている(23)。

要するにディストリクト行政庁は、自らが強力な方策をとる理由としてワッテン市当局の無力と国民衛兵の悪質さをあげているのである。

ノール県庁からは、討議決定書および1月12日と13日の二通の手紙に対する返事が1月31日付けで出されているが、条例については何も述べられていない。そのかわり、穀物の自由な流通に関する国民議会の法令はいかなる反駁もうけるべきではないので二度とこのようなことがあってはならないという警告が行われている。また、再び混乱が生じるようであれば、軍隊出動を要請することを許可する旨が書かれている。しかしその後で次のようなことが述べられている。

「……そのような状況になれば、あなたがたが、それらの者が過ちを犯していることを考えたらうで、手加減をすることを私たちはわかっています。[なにはともあれ] あなたがたが、可能な手段すべてを尽くして彼らに自分の任務を思い起こさせるようにしてくださいと確信したいと思います」(24)。

つまりノール県庁の方は、法の厳守という建前と実際がずれてくることを、すでに見込んでうで、武力を用いてでも国民議会の原則を守ることを命じているのである。

2 1792年1月—2月・7月

A. 1792年1月—2月：暴動

しかしベルグ・ディストリクト行政庁の努力にもかかわらず、次の年の同じ時期には、前よりもさらに混乱が拡大して、騒擾は暴動に発展してゆく。まず、アー川上流のサントメール市周辺地域を管轄とするパドカレ県サントメール・ディストリクト執行部がパドカレ県庁にあてた1792年1月16日付けの手紙において、ワッテン市が再び深刻な事態を迎えていたことをうかがい知ることができる。

「……穀物の自由な流通に反対する意識は、田舎ではいまだ消えておりません。というのも昨夜、ウユ Houlle 村とワッテン市の武装した住民たちが、その前日サントメール市から発送された穀物を止めてしまったのです。約80ラジエール分の穀物がルステル Loestel 水路で奪われました。このような襲撃の知らせをきいたワッテン市当局は、国民衛兵を派遣しました。しかし悪い事はこの衛兵が現地に送られたときに起こるのです。

……前日から民衆たちの動きが知らされていたので、ベルグ・ディストリクトは、ダンケルク市に駐留している騎兵第10連隊に対して40人の熟練兵を送るように要請をしました。その40人の騎兵たちは昨日の午前に着きました。それらの兵がいることで、民衆 [の動き] が抑制されて、法を遵守せざるをえなくなるにちがいありません……」。

また反乱のそもそもの原因として、次のようなことが述べられている。

「すべての混乱は宣誓忌避司祭 *prêtre réfractaire* と公共の敵の仕業であるにちがいないということ認めざるをえません……」(25)。

書簡を受け取ったパドカレ県庁執行部はその写しを、内務大臣に送付した。その際の1792年1月19日付けの送り状では、ワッテン市がノール県内に所在することが明示されたうえで、パドカレ県庁としては、被害が拡大しないことを希望しているという意向が述べられている(26)。

他方で1792年1月19日付けの、ワッテン市市長と市庁吏員および市代理官がノール県庁執行部にあてた書簡をみると、混乱が1月10日にはすでにはじまっていたことがわかる。

「……今月10日の夕方頃に、当市において、女たちと子供たちが群がって船の自由な航行と穀物の流通を妨害しようとしていました。しかし彼らは追い払われました。

11日、上述の女たちと子供たちがまだ抵抗していて、当市を縦貫する水路に石を詰めました。夜の8時頃に私たちは、当市から半里のところにあるオヴェルステルで防水堰によって留置された小船の略奪を止めさせるために、非常召集の太鼓と警鐘を鳴らさなければなりませんでした。あらかじめの予防策や、可能な限りの最善の策として発令された戒厳令にもかかわらず、再発してしまった略奪を止めさせるために私たちは、徹夜しなければなりませんでした。

今月13日夜1時頃に、街区と通りにおいて大きな暴動が起きました。再び非常召集の太鼓と警鐘を鳴らさなくてはなりませんでした。私たちはその前から起こっていた上述の小船に対する略奪行為を止めさせることができませんでした。銃の撃ち合いが行われ、私たちの味方となる市民の弾薬はわずかになり、しかも群衆が多いので、[略奪を行っていたものとは別の] 衛兵隊の詰所まで引き揚げざるをえなくなっていました……」(27)。

ここではこれまでの国民衛兵ばかりではなく、女性や子供による自由な流通に対する抗議行動が報告されている。また銃の撃ち合いの記述があるが、まずここで撃ち合いになるほど民衆が銃の扱い方を心得ていたのかという疑問が生じる。というのも同じ時期のダンケルク市の場合では、正規の国民衛兵とされる能動市民であっても、銃の扱いを知らないものが多くいたという証言が残っているからである(28)。しかしジョルジュ・ルフェーヴルによれば、ノール県の農民の間では、夜警を交替で行う習慣が1777年まで続いていたということなので、農村部に近いほど銃は身近なものであった可能性が考えられる(29)。

再び書簡の内容に戻れば、以下のようなことが伝えられている。ワッテン市当局がベルグ・ディストリクトに援助を要請したのは12日の午前3時のことであった。国民衛兵隊の司令官から、ディストリクトに対して弾薬の配給も要請されたが、19日現在でいまだ受け入れられていないという。また、援軍として44人の騎兵がダンケルク市から到着したのは13日午前10時でしかないという。要するにこれらの情報によって、ワッテン市当局が何の方策も採ることができない状態が続いたことが強調されているのである。そしてこのような状況の報告に続いて次のようなことが述べられている。

「……民衆は毎日穀物が大量に [町を] 通過してゆくのをみて、私たちに絶えずののしりの声をあげています。私たちはいずれも、今まさに辞職しようとしているところです……」(30)。

このように、ワッテン市当局は、穀物を地方から搬出することへの民衆の反発がいかに激しいかということを述べたうえで自分たちが無力であることを再び述べているのである。

他方で、パドカレ県執行部からの知らせによって事件を知った内務大臣は、ノール県執行部に対して1792年1月20日付けの送り状とともに、サントメール・ディストリクト執行部とパドカレ県執行部各々の書簡の写しを転送した。送り状のなかで内務大臣は、略奪の再発を防ぐために「一番有効な方法」として、首謀者に厳罰を課すことと、奪われた穀物を取り戻すこと、それに司祭を監視することをあげている(31)。

内務大臣に答えて、ノール県庁の方は1792年1月25日付けの手紙によって、民衆の動きを抑制するために「一番有効な方法」として、事件をダンケルク市に置かれているディストリクト裁判所に告発するようにベルグ・ディストリクトに命じておいたことを報告している(32)。

だが同じノール県庁が、ワッテン市当局に対する態度は、内務大臣に対するものといささか異なるようだ。1792年1月27日にはノール県庁はワッテン市当局に対して、ベルグ・ディストリクトに容疑者の追及を命じておいたことを伝える一方で、ワッテン市の住民を、彼らをそそのかす「悪者」から守るようという指示をしている。ノール県庁は告発を決定する一方で、実はその対象を民衆全体とするのではなく、「悪者」に限定したのである(33)。

他方ワッテン市の民衆とは反対の意向からの、現場の行政に対する批判も寄せられた。略奪で被害を受けたダンケルク市の仲買商たちは1792年1月26日に請願書を作成し、ワッテン市およびその周辺地域の行政諸庁の意気地のなさを批判している(34)。

請願を受けた側のベルグ・ディストリクトは、この文書を翌日1月27日にノール県執行部に送付した。その送り状のなかでは、ダンケルク市の仲買商たちの要望に応えるためには、サントメール・ディストリクトと協力しなければならないので、パドカレ県庁と連絡をとる必要があり、それは自分たちの権限を超えるのであるということが述べられている。また現場行政への批判に関しては、ベルグ・ディストリクト執行部は自分たち自身もかなり傷ついた様子で、どんな状況においてであれ自分たちが、穀物の自由な流通についての法の確実な施行をさせるための努力を怠ったことはないと反論している。そのような自分たちの熱意の証しとして、ディストリクト代理官が、騎兵をはじめとする軍隊の先頭にたって、平穏な状態を取り戻すことに努力したことがあげられている(35)。

しかしかりに努力の跡がみられるとしても実際にはこの時期に、秩序が完全に回復されていたとはいえないようである。

1792年1月28日付けのワッテン市市長及び市庁吏員からベルグ・ディストリクト執行部にあてられた書簡では、5日前の1月23日から25日にかけて毎晩、サンモムラン St. Momelin 村からワッテン市までの区域で200から300人の武装集団が形成され、周辺数箇所からのろしがあがったことが報告されている(36)。

このような不穏な状況のなかで同年2月2日、ベルグ・ディストリクト行政庁はノール県庁に対して、ワッテン市が危険な状態であることと、当市における平底船の襲撃が組織化さ

れたものであることを訴えたいので、ダンケルク市からの援軍を要求している(37)。

他方でノール県庁はパドカレ県庁に翌日2月3日の書簡で協力を要請した。これに対するパドカレ県庁からの返事は、2月10日付けのもので、その内容はノール県庁からの呼びかけに応えようとするものである(38)。

だがそのようにして要請や呼びかけが交わされていても、やはり再び危機が訪れた。ベルグ・ディストリクト行政庁からノール県庁への報告によれば、1792年2月6日にある麦の輸送船が、サントメール市を出発した直後から、脅威にさらされた。おびただしい数の「盗賊」が銃や農作業用フォーク、棒で武装して、川縁の林に隠れて様子をうかがっていたという。この「盗賊」のなかには多数の女達が含まれていたということである(39)。しかし騎兵たちの厳重な護衛のおかげで船は、無事にベルグ市まで到着することができたようである。その先のベルグ市から目的地ダンケルク市までの道程に危険はないと判断したベルグ・ディストリクト執行部は、輸送が成功したとみなして、このことをノール県庁に誇らしげに報告している(40)。

B. 1792年7月：暴動後の状況

今度こそベルグ・ディストリクトの治安回復への努力は実ったのであろうか。だがその成功もどうやらつかの間のものであったようだ。1792年7月12日付けのベルグ・ディストリクト行政庁からノール県庁執行部へあてられた書簡によれば、7月11日朝4時に再びオヴェルステルにおいて、25ラジエールほどの空豆をのせたブルブル市行き的小船が、「女たちとその他の盗賊たち」によって略奪を受けたという。そしてこの7月12日の書簡においては、ベルグ・ディストリクト行政庁は、ワッテン市当局および治安判事に首謀者・共犯者を調査して調書を送るように命じた、と報告して体裁を保っている(41)。だが現地の対応は1790年とあまり変化がなかったようである。というのも、被害者であるビュイシュール Buysseure 村の定額借地農民であり住民でもあるジャン・バティスト・ペルサン Jean Baptiste Persyn は、ベルグ・ディストリクト行政庁に事件を告発したのであるが、告発を受けた側のベルグ・ディストリクトの執行部が1792年7月24日付けでノール県庁執行部に伝えた内容によれば、当地の治安判事がこの事件に全く注意を払わなかったもので、ディストリクト執行部は県刑事裁判所の起訴官に、調査を依頼したというのである(42)。

おわりに

1790年秋からの食糧騒擾において、まず首謀者として指摘されていたのは、例えばワッテン市在住の若者として名をあげられていたユベール・デュヴェルデなどを含む国民衛兵たちであった。その後1792年に社会的混乱が拡大すると、暴動参加者として新たに女性や子どもがあげられるようになった。無論すでに以前から、女性や子供が騒擾に関与していた可能性も考えられるが、混乱が拡大した時点で特に目立つようになったのであろう。

民衆運動が最高潮に達するのが1792年初頭であるということは、ダンケルク市における食糧暴動の動きと一致している。同年の2月になれば今度は、ダンケルク市のほうで大暴動が起きて、ワッテン市周辺の行政当局を批判した者たちを含むダンケルク市の仲買商たちが、民衆への譲歩あるいは逃亡を余儀なくされるのである(43)。仲買商のみならずダンケルク市当

局も、民衆に妥協することで事態を收拾しようとするが、以前拙稿で述べたとおり、そのようにして混乱が容易に鎮められるかどうかは平時の都市社会内部の人間関係とも関わっているのである。ダンケルク市の場合は、やはり支配者層に対する厳しい批判は存在したものの、支配者の側からは、安値での穀物の販売などといった食糧政策面での一応の努力がみられた(44)。

この点についてはワッテン市においてはまず、1789年に作成された陳情書のなかで、市長による社会扶助制度の濫用が報告されていることをあげなければならない。ジョルジュ・ルフェーヴルの研究によれば、フランドル地方では年ごとに極貧の住民たちのリストが作成され、それによって公費の配給額が決定される制度が存在したのであるが、ワッテン市長はお気に入りの貧民にしか施しをさせなかったという(45)。仮に社会扶助制度自体が、貧しい階層からの不満を避けるためのものであったとしても、このような公然とした批判を受けるのであれば、ワッテン市当局はその隠蓑をあまり有効に利用していたとはいえないであろう。

またルフェーヴルによれば以下の如くである。1672年に定められたフランドル地方の規則では、市長と市参事の構成員は毎年交替することになっており、さらに、義理の関係も含めた父子兄弟が同時に市長・市参事職に就くことが禁止されていた。だが先程と同じ陳情書では、1789年のワッテン市においては、市長が15年来替わっておらず、市参事職も市長の親戚や借地人たちによって占められていたことが述べられているという。さらに1787年に至るまでの長年にわたって、教会や慈善施設からの収益および入市税の徴収が落札されることはなくなっていた。それらの徴収は市長の息子と兄弟に任されたままであった(46)。要するにワッテン市政は、市長とその一族の、いわば家産のようなものであったといえるだろう。別の言い方をすれば、公共への配慮を行うなどということ、市民の連帯を維持する努力が、平時からみられなかったということになる。

ただし、正規の陳情書において市長に対する批判が記載されるということは、本当に一握りの人々に支配が集中していたことも意味するのではないだろうか。つまり、現行の行政に不満をもつ市民が、中流以上の階層にも存在した可能性が高いのである。というのもそうでなければ、そのような抗議がそもそも陳情書作成などという場で許容されないはずだからである。このように推測してみても、ワッテン市の市政は非常に不安定なものであったことがわかる。

ここで少し付け加えておくと、陳情書作成の過程において、自分たちの主張を受け入れられなかった者たちが、正規なものとは別の陳情書を作成した例を、以前に拙稿で述べたことがあるが、このブルゴーニュ地方イッシー・レヴェク村の場合にも、非能動市民によって編成される国民衛兵が輸送中の穀物を押収した事件がみられた。この場合には国民衛兵たちを率いていたのは、カリオンという司祭であった(47)。

そして本稿の事例においても、先に見たとおり、1792年1月16日付けのサントメール・ディストリクト執行部による書簡のなかで、聖職者についての指摘が行われていた。ただしこれは、宣誓忌避聖職者についての言及である。確かにワッテン市周辺地域に宗教問題が及ぼした社会的動揺は大きかったのであるが(48)、しかしワッテン市の場合は、サントメール・ディストリクト行政庁が指摘したものは逆の状況であったようである。すなわちルフェーヴルによれば、ワッテン市の国民衛兵隊は治安判事とともに、愛国派の要請を受けて、宣誓聖

職者の方を保護しこれに反対するワッテン市当局を告発したという。そして1792年3月16日にはノール県庁が、ワッテン市市長と市代理官を一時停職処分にする結果となった(49)。従って、確かにワッテン市の愛国派および国民衛兵が司祭と何らかの関わりをもっていた可能性は考えられるのであるが、もしそうであるとしたならばサントメール・ディストリクトが指摘していた司祭とは逆の立場にある宣誓司祭であったであろう。だが、騒擾に関する記録のなかではそのことは確認できなかった。

これまでの史料からの検討では、県行政庁やディストリクト行政庁が、軍隊派遣・告発と教化・懐柔とのいわば二枚舌を駆使して、秩序回復に努力した形跡が多くみられる一方で、ワッテン市当局についてはできなかったことのみが語られており、また自らの無力を主張する記述が多くみられた。平時から市民に対する配慮がなければ、有事の際に民衆と関わる術を見いだすことはさらに困難なのであろうか。だがまた別の見方をすれば、ワッテン市当局は騒擾にみまわれたことの悲劇性を強調することで、自分たちの社会における対立を、穀物流通の自由化という、経済政策の変化のせいにしてしまおうとしているかのようにもみえる。もちろん騒擾の引き金となったのは、自由な流通の原則である。しかし先ほどみたように、事件が起こる以前のワッテン市に関する記録を断片的ながら検討すると、もともとの政治基盤が不安定であったのではないかという印象を受けるのである。あるいはむしろこれは、経済問題がきっかけとなって、都市社会内部の不満が表出した例として考えた方がよいのかもしれない。つまり、ルフェーヴルが述べているような「市町村における革命 *révolution municipale*」が、完全なものではないにせよ、進行中であったと考えるべきではないだろうか(50)。

ワッテン市のその後の政治的な様子も、わずかながらの情報によってではあるがみると、以下ようになる。再びルフェーヴルに依拠すれば、ワッテン市の場合には反革命容疑者として逮捕された者、つまり恐怖政治による犠牲者は確認されていないが(51)、テルミドールの反動後に王党派の活動が非常に活発となったということである(52)。従ってワッテン市は、流血の大惨事とはならないまでも、対立がいつも目立つコントラストの強い社会であったといえるだろう。

註

- (1) 拙稿「1792年初頭のダンケルク市食糧暴動にみる地方ブルジョワジーの権力」『史学雑誌』第107編第7号、1998年7月、42-65ページ。
- (2) Lefebvre, G., *Les Paysans du Nord pendant la Révolution française*, Lille, 1959, Paris, 1972, pp. 196-197.
- (3) ワッテン市とその周辺地域においては、質が悪いとされていたアルトワ地方産の赤麦 *blé roux* と区別して、その他の普通の小麦を白麦 *blé blanc* と呼ぶ習慣があった。Lefebvre, G. (publiés et annotés par), *Documents relatifs à l'histoire des subsistances dans le district de Bergues pendant la Révolution (1788-an V)*, 2 tomes, Lille, 1914, 1921, t.1, pp. XXIII, 95. また、1790年11月23日の夜7時市当局に提出されたドゥクラトルの要望書によれば、荷の内容は赤麦105ラジエールと白麦33ラジエールである。Demande de De Clattre à messieurs les maire et officiers municipaux de la ville de Watten, le 23 novembre 1790, Arch. dép. Nord L 1360, Grains, approvisionnement, 1790-1793. なおラジエール *rasière* については、例えば麦1ラジエールは、ダンケルク市

においては1.61ヘクトリットル Lionet, P.-L, *Manuel du système métrique ou livre de réduction de toutes les mesures et monnaies des quatre parties du monde*, Lille, 1820, p. 171 であるが、ベルグ市ではその8分の7 Lefebvre, *Documents*, p. 105 といったように、市町村ごとに差があるうえ、各々の史料にはどの町の単位であるかは明記されていないので、厳密に算定を行うことは不可能である。そのような誤差が生じることを認めたくえで敢えて比較してみると、上のドックラトルによる輸送穀物の総量は、この後に述べるその他の輸送穀物の量と比べてかなり多いほうである。

- (4) Procès-verbaux de la municipalité de Watten, le 23 novembre 1790, Arch. dép. Nord L 1360. また Lefebvre, *Documents*, pp. 175-176 の要約も参照。ただしルフェーヴルの史料集においてはドックラトルの名前が、ドックラテ Declatter となっている。確かに23日付けのワッテン市の調書ではそう表記されているのであるが、同じ事件を扱った他の史料では全てドックラトルなので後者を採用する。
- (5) Lettre des maire et officiers municipaux ainsi que le procureur de Watten au directoire de département de Nord, Watten le 19 janvier 1792, Arch. dép. Nord L 1360. Lefebvre, *Documents*, p. 221.
- (6) Observations pour le conseil général de la commune de la ville de Watten, Arch. dép. Nord L 1360.
- (7) Pétition des négocians de Dunkerque, Dunkerque le 26 janvier 1792, Arch. dép. Nord L 1360.
- (8) Procès-verbaux de la municipalité de Watten, le 24 novembre 1790, Arch. dép. Nord L 1360. また Lefebvre, *Documents*, pp. 175-176 の要約も参照。
- (9) Lettre du procureur de la commune de Watten au directoire du district de Bergues, le 24 novembre 1790, Arch. dép. Nord L 1360.
- (10) Procès-verbaux de la municipalité de Watten, le premier janvier 1791, Arch. dép. Nord L 1387, subsistances, émeutes, à Dunkerque, Hasnon, Hazebrouck, Holque, Houplines, Lille, Merville, Sin-le-Noble, Warhem, Watten (1790-an7). Lefebvre, *Documents*, pp. 193-194.
- (11) Lettre des maire et officiers municipaux de la ville de Watten au district de Bergues, le premier janvier 1791, また Lefebvre, *Documents*, p. 194 の要約も参照。
- (12) Lettre des maire et officiers municipaux de Noordpeene au directoire du district de Bergues, s.d., Arch. dép. Nord L 1387. この書簡においては、押収されたのは15ラジエールの麦で、そのうち8ラジエールはマリウス所有、7ラジエールはドゥヴォ所有とされているが、それとは別のノルペヌ村当局の証明書 (Certificat par maire et officiers municipaux de la paroisse de Noortpeene, Noortpeene le 8 janvier 1791, Arch. dép. Nord L 1387) の方ではマリウス自ら所有の麦13ラジエールとそら豆2.5ラジエール、ドゥヴォ所有のそら豆2.5ラジエールとなっている。ベルグ・ディストリクト執行部の討議決定書 (Délibération de directoire du district de Bergue, le 12 janvier 1791, Arch. dép. Nord L 1387. Lefebvre, *Documents*, pp. 195-196) のなかで、ノルペヌ村当局による証明書の内容として示されているマリウス所有の麦8ラジエールとドゥヴォ所有の麦7ラジエールという記載は、実はノルペヌ村からの書簡のほうの情報をそのまま使用したものであろう。
- (13) Procès-verbaux et délibération par la garde nationale de Watten, le 10 janvier 1791, Arch. dép. Nord L 1387.
- (14) Lettre des maire et officiers municipaux de Volckerinckove au district de Bergues, le 12 janvier 1791, Arch. dép. Nord L 1387.
- (15) Procès-verbaux de la municipalité de Volckerinckove, le 11 janvier 1791, Arch. dép. Nord

L 1387.

- (16) Commission de recherche et de publication des documents relatifs à la vie économique de la Révolution, *Le Commerce des céréales, instruction recueil de textes et notes*, Paris, 1952, pp. 31-32.
- (17) *Ibid.*, p. 31.
- (18) Procès-verbaux de la municipalité de Watten, le 11 janvier 1791, Arch. dép. Nord L 1387.
- (20) Lefebvre, *Documents*, p. 175.
- (21) Délibération de directoire du district de Bergues, le 12 janvier 1791, Arch. dép. Nord L 1387. Lefebvre, *Documents*, pp. 195-196. これはルフェーヴルの史料集では条例 arrêté とされているが、この後に述べる翌日のベルグ・ディストリクト執行部による書簡にみられるような事情を考慮して、ここでは討議決定書 délibération としておく。
- (22) Lefebvre, *Documents*, pp. 197-198.
- (23) Lettre par directoire du district de Bergues au directoire du département de Nord, Bergues, le 13 janvier 1791, Arch. dép. Nord L 1387. この史料の解説については、信州大学人文学部聴講生の笠原千尋氏と同学大学院生の松山あずさ氏にお世話になった。
- (24) Réponse du département de Nord au district de Bergues, le 31 janvier 1791, Arch. dép. Nord L 1387. この史料の解説については、笠原千尋氏にお世話になった。
- (25) Lettre par directoire du district de St. Omer au département de Pas-de-Calais, St. Omer le 16 janvier 1792, Arch. dép. Nord L 1360. また Lefebvre, *Documents*, p. 223 の要約も参照。ただしルフェーヴルの史料集では、この文書はサントメール市当局のものとされている。だがそのものの内容およびこの書簡をノール県庁に転送した内務大臣の送り状 (Lettre de ministre de l'intérieur au directoire du département de Nord, Paris, le 20 janvier 1792, Arch. dép. Nord, L 1360) などから、サントメール・ディストリクトからのものであることがわかる。
- (26) Lettre par directoire du département de Pas-de-Calais au ministre de l'intérieur, le 19 janvier 1792, Arch. dép. Nord L 1360.
- (27) Lettre des maire et officiers municipaux ainsi que le procureur de Watten au directoire du département de Nord, le 19 janvier 1792. Lefebvre, *Documents*, p. 221.
- (28) Montdhiver, *Mémoire sur l'insurrection, arrivée le 14 février à Dunkerque, et l'injustice qu'il y auroit à faire payer à la commune une somme immense pour un désordre qu'elle ne pouvoit empêcher*, p. 4, Arch. dép. Nord L 1387. Lefebvre, *Documents*, p. 260.
- (29) Lefebvre, *Les Paysans....*, p. 301.
- (30) Lettre des maire et officiers municipaux ainsi que le procureur de Watten au directoire du département de Nord, le 19 janvier 1792, Arch. dép. Nord L 1360. Lefebvre, *Documents*, pp. 221-222.
- (31) Lettre de ministre de l'intérieur au directoire du département de Nord, Paris, le 20 janvier 1792.
- (32) Lettre du département de Nord au ministre de l'intérieur, Douay le 25 janvier 1792, Arch. dép. Nord L 1360.
- (33) Lettre du département de Nord à la municipalité de Watten, le 27 janvier 1792, Arch. dép. Nord L 1360.
- (34) Pétition des négocians de Dunkerque.
- (35) Lettre de directoire du district de Bergues au directoire du département de Nord, Bergues le 27 janvier 1792, Arch. dép. Nord L 1360. また Lefebvre, *Documents*, p. 223 の要約も参照。

- (36) Lettre des maire et officiers municipaux de Watten au district de Bergues, le 28 janvier 1792, Arch. dép. Nord L 1360. Lefebvre, *Documents*, p. 223 の要約も参照。
- (37) Lefebvre, *Documents*, p. 223.
- (38) Lettre du département de Nord au directoire du département de Pas-de-Calais, Douay le 3 février 1792, Arch. dép. Nord L 1360. Lettre par le directoire du département de Pas-de-Calais au directoire du département de Nord, le 10 février 1792. Arch. dép. Nord L 1360. Lefebvre, *Documents*, p. 224 の要約も参照。
- (39) Lettre par le directoire du district de Bergues au département de Nord, Bergues le 6 février 1792, 7 heures du soir, Arch. dép. Nord L 1360.
- (40) Lettre par le directoire du district de Bergues au département de Nord, Bergues le 6 février 1792, Arch. dép. Nord L 1360. 護送成功の知らせを受けたノール県庁はベルグ・ディストリクト行政庁にその行動を称賛する返事を送り (Lettre du département de Nord au district de Bergues, le 10 février 1792, Arch. dép. Nord L 1360), 内務大臣にもこのことを報告した (Lettre au ministre de l'intérieur, Douay le 10 février 1792, Arch. dép. Nord L 1360)。
- (41) Lettre par le directoire du district de Bergues au directoire du département de Nord, Bergues le 11 juillet 1792, Arch. dép. Nord L 1387.
- (42) Lettre par le directoire du district de Bergues au directoire du département de Nord, Bergues le 24 juillet 1792, Arch. dép. Nord L 1387.
- (43) 先に述べた請願書に署名したダンケルク市の仲買商のなかでいえば, 例えばドゥルラン Dourlen は大暴動の際, オーストリア領ムナン Menin 市に逃亡した (拙稿「フランス革命初期における穀物の密輸出について」『人文科学論集<人間情報学科編>』第32号, 1998年, 42-43ページ)。またドゥヴァンク Decinck は, 大暴動で被害を受けながらも, ダンケルク市民のために安値での穀物販売を敢行した (拙稿「ドゥヴァンクは投機家だったか? —「下からの歴史」に潜む死角—」『駿台史学』第107号, 1999年, 65ページ)。
- (44) 同書, 61ページ。
- (45) Lefebvre, *Les paysans....*, p. 292.
- (46) *Ibid*, pp. 316-317.
- (47) 拙稿「フランス革命期の「赤い司祭」—ジャン-フランソワ・カリオンの場合—」『史学雑誌』第103編第10号, 1994年, 36, 52ページ。
- (48) Lefebvre, *Les paysans....*, p. 807.
- (49) *Ibid*, pp. 790-791.
- (50) Lefebvre, *Documents*, p. XXXVII.
- (51) Lefebvre, *Les paysans....*, p. 817.
- (52) *Ibid*, p. 862.